

令和7年6月23日
農林水産部長専決

八代産品商品開発・販路拡大計画認定制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、フードバレーやつしろの取組を推進するため、本市の農林水産物やその加工品（以下「八代産品」という。）の商品開発又は販路拡大に計画的に取り組む事業者の八代産品商品開発・販路拡大計画を認定し、その計画達成や情報発信を支援する八代産品商品開発・販路拡大計画認定制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象者の要件)

第2条 八代産品商品開発・販路拡大計画の認定（以下「認定」という。）を申請することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は本店、事務所、加工所若しくは販売店のいずれかを市内に有する者であること。
- (2) フードバレーやつしろの趣旨にのっとり、八代産品の商品開発や販路拡大に意欲的かつ計画的に取り組む者であること。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した八代産品商品開発・販路拡大計画認定申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 使用する八代産品の内容
 - (2) 開発・販路拡大しようとする商品の詳細
 - (3) 開発・販路拡大に向けた5年計画（販売個数、販売先、売上、取組等）
- 2 市長は、認定を受けようとする者が計画を作成する際に、関連情報を提供する等、計画作成を支援するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、計画の内容及び達成が見込まれるかを審査し、認定の可否を決定し、八代産品商品開発・販路拡大計画認定（非認定）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 認定の有効期間は、認定の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定内容の変更)

第5条 前条の規定により認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた八代産品商品開発・販路拡大計画（以下「認定計画」という。）の内容に重要な変更があった場合は、八代産品商品開発・販路拡大計

画認定変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、当該認定の変更の可否を決定し、八代産品商品開発・販路拡大計画認定変更承認（非承認）通知書（様式第4号）により当該認定事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により認定変更を受けた認定計画の有効期間は、変更前の有効期間の残存期間とする。

（実施状況報告）

第6条 認定事業者は、認定計画の進捗状況を認定計画状況報告書（様式第5号）により認定を受けた年度以降、毎年度の5月末までに市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- （1）認定事業者が第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
 - （2）認定事業者が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - （3）認定事業者が商品開発や販路拡大に係る取組等において法令違反を行ったとき。
 - （4）その他市長が認定計画として適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、八代産品商品開発・販路拡大計画認定取消通知書（様式第6号）により当該認定事業者に通知するものとする。

（認定事業者への支援）

第8条 市長は、認定事業者に対して次に掲げる支援を行うことができる。

- （1）市事業（商品開発・販路拡大補助金、商品開発・販路開拓セミナー、商品PR等をいう。）による支援
- （2）市職員及びアグリビジネスセンターによる相談対応、助言指導又は国内外の企業とのマッチング支援
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が計画達成に必要と認める支援

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月23日から施行する。